

# 草加八潮

## 工業団地の竣工式



埼玉県の産業の発展と県南東部の工業団地の開発を図るため、草加八潮地区の工業団地造成工事は、昭和三十八年着工以来五年有余の年月を掛けてこのたび完成しました。

この事業は、県勢の調和ある発展と豊かな県民生活を実現するため、埼玉県総合振興計画の一環として、東部第一工業用水道事業とあわせて行なわれたもので、埼玉県が土地区画整理事業により工業団地造成したものとして、画期的な事業です。

竣工式は九月二十七日午前十時から工業団地八湖北公園で、栗原埼玉県知事、草加市長、八潮町長

このほか県下より来賓多数が列席され、厳しくのうちに喜びをたたえ挙行されました。

八潮町は地理的に首都圏の一環として大きな影響を受け変化を経ていますが、特にこの工業団地は、都心より十七軒の距離があり、東武鉄道伊勢崎線地下鉄日比谷線及び国道四号が走り、企業

の立地条件として恵まれた地域です。

これを自然のままに放置すればスプロール現象が生じ、收拾のつかない混乱を招ねく事になりかねません。

このために、用途地域を定め、道路、公園緑地、それに排水施設を完備し、計画的配置により、健全な地域社会が維持できるよう、

工業団地の誕生を見たのです。これからはこの工業団地が、八潮町の産業発展に大きく貢献することでしょう。

八潮地区の工業団地造成工事事業は、昭和三十八年着工以来五年有余の年月を掛けてこのたび完成しました。

この事業は、県勢の調和ある発展と豊かな県民生活を実現するため、埼玉県総合振興計画の一環として、東部第一工業用水道事業とあわせて行なわれたもので、埼玉県が土地区画整理事業により工業団地造成したものとして、画期的な事業です。

八潮町は地理的に首都圏の一環として大きな影響を受け変化を経ていますが、特にこの工業団地は、都心より十七軒の距離があり、東武鉄道伊勢崎線地下鉄日比谷線及び国道四号が走り、企業

規制のためには、ばい煙規制法によつて規制されていました。

しかし、これでは大気汚染度の急激な上昇をやわらげることで、そのままでは、ばい煙規制法によつて規制されています。

しかし、これでは大気汚染度の急激な上昇をやわらげることで、規制の根本的な対策にはならず、大気汚染を防止する

ことが期待できなくなりました。

ついで政令、施行規則等が制定され、また詳しくはわかりませんが、規制の内容は今までよりかなり強

いものとなります。

主な改正点は、つぎのとおりです

### ○環境基準の設定

環境基準とは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい、環境上の大気汚染度の基準のことです。

### ○排出基準の拡大

従来の排出規制基準が変更され特に煙突の高さによって新しく基準が決められます。

### ○指定地図の指定基準の拡大

特に煙突の高さによって新しく基準が決められます。

### ○指定地図の指定基準の拡大

特に煙突の高さによって新しく基準が決められます。

### ○指定地図の指定基準の拡大

特に煙突の高さによって新しく基準が決められます。

### ○指定地図の指定基準の拡大

一、譲渡の時期  
○農地以外は契約の日。  
○農地については原則として、農地法による県知事の許可のあつた日。

右の日が昭和四十三年一月一日から、十二月三十一日までになつているものは、昭和四十三年度の譲渡所得になります。

### 二、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

但し、取得してから三年以内に売ったものについては二分の一にはなりません。

### 三、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 四、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 五、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 六、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 七、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 八、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 九、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 十、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 十一、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 十二、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

### 十三、譲渡所得の計算と申告

売った金から取得費用、経費等を差引いた残金から、三十万円を引いて、更に二分の一が譲渡所得となり、他の所得に合算して申告することになっています。

○自動車の排ガスも規制対象に

つぎに騒音規制法についてです。

あなたは今

が、騒音規制は從来、地方自治体

の個別事務として、各都県市等で条例を規制していましたが、この

税のあらまし  
(譲渡所得)

10

## 全国秋の交通 安全運動

10月11日～20日

いやもう一度左右